

「令和8年度 特別支援学校管理者向け組織マネジメント講習
業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

制 定 令和8年 2月20日 教特教第1946号

(趣旨)

第1条 「特別支援学校管理者向け組織マネジメント講習」について、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(プロポーザル関係資料提出要請書)

第2条 プロポーザル関係資料提出要請書を通知する際には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 特別支援学校管理者向け組織マネジメント講習習業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 予定講師の経歴等
- (2) 研修の実施方針
- (3) 研修の実施手法
- (4) 研修の実施体制
- (5) 当該業務についての具体的な提案
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研修目的に対する合致度
 - (2) 研修の実施手法（専門性）
 - (3) 講師の経歴及び技量
 - (4) 実施体制
 - (5) 企業としての取組に関する視点
- 2 評価を行うため提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 別紙提案書作成要領の評価項目（加算項目は除く）のいずれかの着目点について、評価点が0点となった者は失格とする。また、評価点の合計が49点以下の者（最低基準は50点）は失格とする。
- 4 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価をもとに、評価点が高い者を特定する。評価点が高点の場合、評価委員会にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。

る。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	総務課長
副委員長	教育政策推進課担当係長
委員	特別支援教育課担当課長
	特別支援教育課首席指導主事
	特別支援教育課指導主事

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 欠席した委員の評価は集計には含めない。

6 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

7 評価委員会は非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第6条 提案資格者として選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は令和8年2月20日から施行する。